



寄附金 募集趣旨書

皆様には益々ご健勝で、ご活躍のことと拝察申し上げます。

また 日頃は何かのご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち NPO 法人「日本酒クリエイターズ」は、平成 29 年 12 月 18 日付の合併認証後、日本文化の象徴である「日本酒」を観光資源として海外諸国に知らしめる目的で大阪市を拠点に以下の 3 つの切り口で活動を行なっています。

1. 地方の日本酒コンテンツの再発見・深堀
2. 日本酒コンテンツの外国人向け PR 支援
3. 在日・訪日外国人向け日本酒啓蒙イベント企画

私たちの活動は、まだまだスタートの緒についたばかりです。

是非、皆様の格別のご芳情をお寄せいただきたく、謹んでお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人日本酒クリエイターズ

理事長 小林 佑太郎

特定非営利活動法人日本酒クリエイターズ

寄附金申込書（団体用）

（西暦） 年 月 日

特定非営利活動法人日本酒クリエイターズ 御中

貴法人の趣旨に賛同し、下記の通り寄附を申し込みます。

ふりがな 寄附金申込者 氏名：
ふりがな 〒 住所： TEL:
ふりがな 団体・社名：
ふりがな 代表者名： 印

記

寄附金の額： 金 円
払い込み日： （西暦） 年 月 日
払い込み方法： 銀行振込み ・ その他 ()
減免税の措置 法人：一般寄附金として、一定限度額が損金算入できます。

お振込者のお名前がわかるようにお願い致します。

振込先口座： 三井住友銀行 大阪西支店 普通 7145495 名義 特定非営利活動法人日本酒クリエイターズ
--

事務局住所：〒550-0013 大阪市西区新町1丁目4番26号四ツ橋グランドビル9階
TEL. 06-6531-8258 FAX. 06-6531-8218

特定非営利活動法人日本酒クリエイターズ

寄附金等取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本酒クリエイターズ(以下、「当法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 当法人の会員を含む広く一般社会に、募金を行うことにより受領する寄附金。
- (2) 特定寄附金 前号のほか、会員を含む広く一般社会から受領する寄附金であって、その用途、処分及び保有形態について制約が課せられた寄附金。

(用途)

第3条 受領した一般寄附金は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充当するものとする。

(申込み)

第4条 会員以外からの寄附金を受領する場合は、別に定める寄附金申込書により申込みを受け、原則として理事会の承認を得なければならない。

(受領書等)

第5条 一般寄附金及び特定寄附寄附金を受領したときは、寄付者に対して領収書を発行する。
2 一般寄附金及び特定寄附金の寄附者氏名、金額等を理事会において報告する。

(その他)

第6条 この規定の制定又は改定は理事会で決定する。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほかは、必要に事項は理事長が別に定める。

付則 この規定は、特定非営利活動法人日本酒クリエイターズの設立の登記の日から施行する。